

中四国女子硬式野球連盟 規約

(名称)

第1条 本連盟は、中四国女子硬式野球連盟（以下、「本連盟」とする。）と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、ルビーリーグ（以下、「本リーグ」という。）の実施にあたり、本リーグを公正かつ安全に実施するとともに、中国地方及び四国地方における女子野球の普及・振興及び機運醸成を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本リーグにおける企画、運営に関すること。
- (2) 本リーグにおける関係者との調整に関すること。
- (3) 本リーグにおける普及・振興及び機運醸成等に関すること。
- (4) 本リーグにおける予算及び決算に関すること。
- (5) その他、本連盟の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第4条 本連盟の会員は、目的に賛同し、所定の手続きを経て加盟したチームの構成員とする。

- 2 新規加盟については、別に定める要件を満たす場合に限り、連盟理事会が協議し承認するものとする。

(役員)

第5条 役員は、本リーグ及び本リーグに関連する事業の総括を行う。

2 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名程度
- (4) 理事 各県1名程度
- (5) 評議員 上記1～4以外のチーム代表者

※その他事務を行う者として別途事務局を設置する。

- 3 会長は、本連盟を代表し、事業を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 監事は、本連盟の庶務をつかさどるとともに、諸費会計等の業務執行の状況を監査する。
- 6 理事は、本連盟の庶務を補佐するとともに、必要に応じて会議等に出席し、評議等を行う。
- 7 評議員は、必要に応じて会議等に出席し、評議等を行う。
- 8 事務局は、本連盟の事務を統括する。

(運営委員会会議)

第6条 会長は、必要に応じて役員を招集し、運営委員会会議（以下、「委員会」とする。）を開催する。

(役員任期)

第7条 大会役員任期は、本連盟の目的の達成する日までとする。ただし会長が特別な事由があると認めたときはこの限りではない。

(資産および会計)

第8条 連盟の運営費は、チーム登録料、選手登録料、その他協賛金・助成金等をもってこれに充てる。

2 チーム登録料、選手登録料については別に定める。

3 大会参加費は大会に応じて徴収することがある。

第9条 会計担当者は収支管理を行うものとする。

2 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

3 会計監査の際は次の資料を備え付ける。

- (1) 出納簿
- (2) 証拠書類（領収書等の写し）

(脱退・解散)

第10条 チームが連盟を脱退しようとするときは、理由付けし脱退届を事務局に提出する。

第11条 本連盟は、下記に定める各号のいずれかに該当した際に解散する。

(1) 第2条に定める目的が達成され、委員会で議決されたとき。

(2) すべての大会役員が了承したとき。

(残余財産の帰属)

第12条 前条の規定により、本連盟が解散した場合において、その残余財産

は、解散時の大会役員の総有に属するものであるとする。

- 2 前条の規定により本連盟が解散した場合、残余財産の清算は、解散時の会長が選任した清算人がこれをする。
- 3 清算人の職務は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 会務の了結
 - (2) 債権の取り立て及び債務の弁済
 - (3) 残余財産の引渡し
 - (4) 前三号に定める職務を行うために必要な行為の一切

(事務局)

第13条 本連盟の事務を処理するため、事務局を広島県立佐伯高等学校（広島県廿日市市津田 850）に置く。

(その他)

第14条 連盟に加入するチームの選手はスポーツ傷害保険に必ず加入しているものとする。

第15条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 本連盟の役員は、別紙1のとおりとする。
- 2 本連盟の設立日は、令和4年4月1日とする。
- 3 本規約は、令和4年4月1日から施行する。
- 4 本規約は、令和5年4月1日から改定する。
- 5 本規約は、令和7年4月1日から改定する。